

○町民の提案制度に関する要綱

昭和 49 年 12 月 25 日告示第 17 号

改正

平成2年4月1日告示第7号

平成 17 年 10 月 1 日告示第 29 号

町民の提案制度に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町行政に対する発展計画ならびにアイデアに資するため、町民から積極的な提案を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(提案事項)

第2 提案事項は、次にかかげる事項とする。

- (1) 町の将来ビジョンに関すること。
- (2) 事務処理方式並びに執務環境の改善に関すること。
- (3) 経費の節減に関すること。
- (4) その他行政運営上有効適切なこと。

(提案の方法)

第3 町民は提案しようとするときは、提案書(別記様式)に参考資料がある場合は、当該資料を添えて、ずい時町長に提出するものとする。

2 提案は、2人以上共同して行なうことができる。

(提案の採否)

第4 提案の採否は、池田町総合計画企画会(以下「企画会」という。)の審査を経て町長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、町長は審査すべき事案について、企画会に付議する必要がないと認めるときは、事務担当者が持回りにより企画会委員の審査を経て決定することがある。

(審査の基準)

第5 第4第1項の審査は、別に定める審査基準に基づいて、行なうものとする。

(採否の通知)

第6 総務課長は、採否が決定されたときは、その理由を付して提案者に通知する。

2 総務課長は、採用された提案の内容をその事務を担当する課長に実施の通知をするとともに、その旨を公表する。

(効果の確認)

第7 第6第2項の通知を受けた課(次、所、館)長は、当該通知に係る提案事項の実施に努めるものとし、実施後の効果については、すみやかに町長に報告するものとする。

(提案に対する表彰等)

第8 提案を採用された者に対しては、賞状および金品をもつてほう賞するものとする。

2 提案を採用されない者であつても、着想にみるべきもの、努力のあとがあると認められるものに対しては、金品をもつてほう賞するものとする。

(庶務)

第9 提案に関する庶務は、総務課町づくり推進係で処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 49 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成2年4月1日告示第7号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 1 日告示第 29 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 17 年4月1日から適用する。